

**朝霞市障害者基幹相談支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル
審査基準及び審査方法**

1 基本的事項

受託候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、審査基準に基づく評価の点数が最も高い参加者を受託候補者とします。

2 審査基準

審査基準は、以下のとおりとします。

No.	項目	審査基準
1	法人等の理念・安定性	① 参加資格に適合しているか ② 法人等の理念や方針は、障害福祉に資するものとなっているか ③ 法人の経営基盤は安定しているか ④ 障害福祉に関する事業の実績はあるか
2	運営方針	⑤ 基幹相談支援センターの趣旨や役割を十分に理解しているか（重点項目 1） ⑥ 朝霞市の地域性を十分に把握しているか
3	運営体制	⑦ 基幹相談支援センターの設置場所及び設備要件は具体的な計画（予定含む）となっているか（重点項目 2） ⑧ 相談受付体制は、利用者への配慮がなされているか ⑨ 苦情処理における対応方法は適切か
4	安全管理	⑩ 事故発生時や緊急時の対応は適切か ⑪ 防災、防犯への対応は適切か ⑫ 個人情報の適正な取扱いが確保されているか（重点項目 3）
5	人員体制	⑬ 人員配置は具体的な計画（予定含む）となっているか（重点項目 4） ⑭ 欠員が生じた場合の職員確保の方策は十分か ⑮ 職員の資質向上・専門性向上の方策は適切か
6	事業計画	⑯ 事業計画は適切かつ創意工夫が図られているか（重点項目 5）
7	収支計画	⑰ 運営財源の積算及び支出内容は適切か
8	プレゼンテーション	⑱ 参加動機や姿勢が真摯であり、運営に対する意欲及び積極性があるか ⑲ 法人等の強みや特色ある取組を活かした創意工夫が図られているか
9	自由提案	⑳ 自由提案の内容の他、提案意欲、姿勢等、特に評価できる事項があるか ※
10	見積金額	※参考見積金額により決定する。（審査方法参照）

※ 特に評価できる事項があれば、その理由を記載して加点できるものとする。

3 審査方法

- 各選定委員が提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査基準①～⑳ごとに6段階で評価し、以下のとおり採点します。

(例)

優れている (5点)	良い (4点)	標準 (3点)	やや劣る (2点)	劣る (1点)	提案なし (0点)
---------------	------------	------------	--------------	------------	--------------

- 朝霞市障害者基幹相談支援センター運営方針の基本的事項等に関連するものは、重点項目1～5とし、点数を2倍とします。(加算係数2倍)
- 参考見積書の評価(以下「価格点」という。)の方法については、参考見積書に提示された金額が最低である参加者を1位とし、125点を付与するものとし、他の参加者の得点は、1位の価格(最低提案価格)との比率により算出します。なお、価格点の採点については、次の計算式で算出することとします。
価格点＝(最低提案価格／当該提案価格)×125
※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めます。
- 選定委員が、審査を欠席した場合、その選定委員の評価点は無効とします。なお、朝霞市障害者基幹相談支援センター運營業務委託受託候補者選定委員会設置要領の規定に基づき、代理出席は可とします。

4 受託候補者の選定(優先順位の決定)

- 各選定委員が採点したものを、その場で集計します。
- 審査を行った選定委員の総合計点が最も高い参加者から順に、受託候補者として市と協議することができるものとします。総合計点が同数の場合は重点項目の合計点がより高い参加者を、重点項目の合計点も同数の場合は抽選により順位を決定します。
- 審査を行った選定委員がすべて満点とした場合の総合計点の60%を基準点とし、参加者の提案がこの基準点に達しない場合は不適格とします。

(例) 全選定委員5人が出席した場合の満点は625点、価格点を含めると750点となります。したがって基準点は450点となります。

(審査基準①～⑳×5点)＋(重点項目1～5×5点)＝125点(1人当たりの満点)

(審査基準①～⑳×3点)＋(重点項目1～5×3点)＝75点(1人当たりの基準点)